

# 令和5年第4回市議会定例会議案（2）

足 利 市

番 号	件 名	ページ
議案第 6 5 号	足利市国民健康保険条例の改正について	3

足利市国民健康保険条例の改正について

次のとおり改正する。

令和5年9月14日提出

足利市長 早川尚秀

## 足利市国民健康保険条例の一部を改正する条例

足利市国民健康保険条例（昭和34年足利市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第27条に次の1項を加える。

- 3 保険税の納税義務者の属する世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が、第12条第2項ただし書、同条第3項ただし書及び同条第4項ただし書に定める額を超える場合には、当該額）とする。

- (1) 出産被保険者に係る基礎賦課額の所得割額 当該出産被保険者につき第13条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合にあつては、出産の日）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合にあつては、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下この項において「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) 出産被保険者に係る基礎賦課額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第15条に規定する被保険者均等割額（第1項第1号ア、同項第2号ア又は同項第3号アに規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (3) 出産被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額 当該出産被保険者につき第15条の3の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- (4) 出産被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額 当該  
出産被保険者につき第15条の5に規定する被保険者均等割額（第1項第1号ウ、  
同項第2号ウ又は同項第3号ウに規定する金額を減額するものとした場合に  
あっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産  
被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (5) 出産被保険者に係る介護納付金賦課額の所得割額 当該出産被保険者につき  
第15条の7の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産  
被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (6) 出産被保険者に係る介護納付金賦課額の被保険者均等割額 当該出産被保険者  
につき第15条の9に規定する被保険者均等割額（第1項第1号オ、同項第2号オ  
又は同項第3号オに規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その  
減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前  
産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第30条の2を第30条の3とし、第30条の次に次の1条を加える。

（出産被保険者に係る届出）

第30条の2 保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、  
規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。ただし、当該届出に  
より明らかにすべき事項を市長が届出以外の方法により確認することができる  
ときは、当該納税義務者は、当該届出を省略することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の第30条の2の規定による届出は、この条例の施行  
の日前においても、同条の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例による改正後の足利市国民健康保険条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。